

笠岡市北木島高齢者共同生活住居入居者募集要項

日々の暮らしが不安な高齢者が、住み替えて共同生活をするにより生活の質を高め、保健及び福祉の向上を図るため、笠岡市北木島高齢者共同生活住居を設置します。

共同生活住居の申込み方法について記載しておりますので、入居希望の方は、この要項をよくお読みのうえ、お申込みください。

1. 施設の概要

- | | |
|---------|---|
| (1) 名称 | 笠岡市北木島高齢者共同生活住居 |
| (2) 場所 | 笠岡市北木島町3802番地の53（旧北木小学校1階）
・三洋汽船北木島大浦港から徒歩5分 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| (4) 面積 | 281.73㎡（1階高齢者共同生活住居部分のみ）
各部屋の面積 22.75㎡（トイレ、押入を含む） |
| (5) 間取り | 1K |
| (6) 部屋数 | 6部屋（募集戸数） |
| (7) 家賃 | 1部屋につき月額10,000円 |
| (8) その他 | 家賃の他に共益費、各部屋の光熱水費が必要です。
各部屋にエアコン、トイレはありますが、台所、風呂、洗濯場は共用です。 |

2. 入居者の資格

入居者は、次のいずれの要件にも該当していることが条件となります。

- (1) 65歳以上で市内島しょ部に住所を有する者
- (2) 現在の生活が不安で、住み替えて生活することが必要な者
- (3) 共同生活に対応できる単身世帯の高齢者又は高齢者のみの2人世帯若しくは市長が適当であると認めた者
- (4) 生活費に充てることのできる収入があり、所定の入居費用が負担できる者
- (5) 市税及び税外収入金に滞納がない者
- (6) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者

3. 申込みの方法

所定の入居申込書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて長寿支援課又は白石島、北木島、真鍋島の各出張所、若しくは旧北木小学校内管理室まで提出してください。

- | | |
|----------|--|
| (1) 添付書類 | ・世帯全員の住民票1通
・収入申告書（別紙）
・共同生活住居住替意見書（地域包括支援センターが発行したもの） |
| (2) 申込期間 | 平成27年7月1日（水）から平成27年7月31日（金）まで |
| (3) その他 | 上記申込期間中に、各部屋をご覧いただけます。ただし、管理人がいるときに限ります。 |

4. 入居における注意事項

(1) 申込みに際して

- ・ 申込数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。
- ・ 地域包括支援センター（☎62-6662）へ連絡をして、共同生活住居居住替意見書を作成してください。

(2) 入居に際して

- ・ 入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人が2名必要となります。ただし、特別の事情があると認められる入居決定者に対しては、連帯保証人の連署を必要としない場合があります。
- ・ 入居決定者は、入居の決定があった日から10日以内に、笠岡市北木島高齢者共同生活住居使用請書を作成し、市又は指定管理者に提出してください。
- ・ 上記使用請書の提出後、市から入居可能日の通知があります。入居可能日から14日以内に入居を完了させてください。
- ・ 建物内では、ペット（犬、猫等）の飼育や持ち込みはできません。
- ・ 敷地内に駐車場はありません。緊急時の妨げ、他の入居者への迷惑、交通事故の発生原因となるため、敷地内への駐車はご遠慮ください。

(3) 入居資格の喪失について

入居者が、介護保険法に規定する要介護認定等により、共同生活に対応出来なくなったと認められるときは、入居資格を喪失することとなります。

(4) 住宅の明渡しについて

入居者が次のいずれかに該当する場合は、入居の決定を取り消し、共同生活住居の明渡しを請求することがあります。

- ・ 不正の行為により入居したとき
- ・ 家賃又は共益費を3箇月以上滞納したとき
- ・ 共同生活住居を故意に損傷したとき
- ・ 正当な理由によらないで共同生活住居を30日以上使用しないとき
- ・ 周囲の環境を乱し、迷惑行為を行ったとき
- ・ 共同生活住居を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき
- ・ 居住以外の目的で共同生活住居を使用したとき
- ・ 共同生活住居の模様替え、又は増築を行ったとき
- ・ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき

(5) その他の事項

入居にあたっては、市で選考を行い、入居決定の通知を行います。

上記以外のことについては、入居時に配布する「入居のしおり」を参考にしてください。

4. 不明な点等についての問合せ先

【市】	〒714-8601	笠岡市中央町1番地の1	
	笠岡市役所	長寿支援課（担当：高齢福祉係）	☎69-2313
【指定管理者】	〒714-0301	笠岡市北木島町9768番地の1	
	特定非営利活動法人かさおか島づくり海社		☎68-3741